

第2章 行動計画

1 分野別行動計画

1) 保育分野 『子育て支援を充実します』

1-1 すべての子育て家庭に対する支援を充実します

現状と課題

- 核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないため、出産や育児に対する親の不安や負担感が大きくなっています。そのため、行政やボランティア団体など関係機関との連携による子育て支援体制を整備する必要があります。
- 子育て家庭には、積極的に子育て支援サークルなどに参加する家庭と、参加希望を持ちながら参加していない家庭があります。この参加していない家庭を孤立化させない取り組みが求められています。
- 女性の社会進出により、児童館などを利用した「放課後児童クラブ」へのニーズが高まっていますが、受け入れ態勢に余裕がない地域もあります。こうした地域格差をなくし、ニーズに応えていく必要があります。
- ひとり親、障がい児、外国籍住民の家庭などすべての子育て家庭に対する支援を充実していく必要があります。特に、支援の難しい発達障がい児への支援体制の確立が求められています。

施策や事業の方向性

- 親の不安や負担感を和らげるため、行政や社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・幼稚園など関係機関と連携し、子育て支援体制を整備していきます。
- 子育て支援サークルなどに参加していない家庭に対して、孤立化させないように子育て支援情報の提供などを推進していきます。
- 女性の社会進出の増加に伴い「放課後児童クラブ」に対する需要が増えていることから、NPO法人やボランティア団体、地域社会などと連携を図り、放課後児童クラブを充実していきます。
- 子ども手当や、ひとり親家庭や障がい児への医療費助成事業、障がい児のいる家庭に対する**特別児童扶養手当**給付など経済的な支援を実施し、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう推進していきます。

主な施策・事業

- 保育園・幼稚園における相談機能の充実
 - 市内の保育園・幼稚園で子育て相談を実施し、相談機能を充実していきます。
- ファミリーサポートセンター事業
 - 「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを応援したい人」が会員となり、子育てをお互いに助け合う事業の運営（事務局）を担います。
- 保育園・幼稚園・学校、行政などにおける子育て支援情報の充実
 - 子育てに関わる各関係機関において、子育て支援情報を充実していきます。
- 放課後児童健全育成事業の充実
 - 市内の公立児童館、私立施設、社会福祉法人で「放課後児童クラブ」の施設と定員を充実していきます。
- 子ども手当支給事業
 - 中学校卒業までの児童を養育している方に子ども手当を支給します。
- ひとり親家庭医療費等助成事業
 - ひとり親家庭の親と子（満 18 歳の誕生日の属する年度末まで）、父母のいない児童が病気やけがで医療機関にかかった場合に、健康保険が適用された費用についてのみ助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります。
- 児童扶養手当給付事業
 - 父親と生計を同じくしていない子（満 18 歳の誕生日の属する年度末まで、中度以上の障がいがある場合は 20 歳未満の子）を養育している母親など、公的年金を受けていない場合に児童扶養手当を支給します。ただし、所得制限があります。
- 特別児童扶養手当給付事業
 - 身体または精神に中程度以上の永続する障がいがある 20 歳未満の児童（児童福祉施設などに入所していない）を養育している父母などに支給されます。ただし、所得制限があります。
- 重度心身障害児（者）医療費助成事業
 - 重度の障がい（身体障害者手帳 1 ～ 3 級、療育手帳 A、精神保健福祉手帳 1 ・ 2 級、障害基礎年金 1 ・ 2 級受給、特別児童扶養手当受給）を持つ方が、病気やけがで医療機関にかかった場合に健康保険が適用された費用のみ助成します。ただし、所得制限があります。

1－2 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します

現状と課題

- 本市では、従来から保育園・幼稚園定員の拡充など保育サービスの充実に努めていますが、保護者の就労状況や個人の価値観の変化などによる多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供が求められています。
- 保育園では保育士や看護師など適正な職員の確保に努め、子育て家庭の保育サービスに対するニーズに応えていく必要があります。

施策や事業の方向性

- すべての子育て支援の取り組みは、「父母やその他の保護者が子育てについての第一義的な責任を持つ」という基本的な認識の上に成り立っています。本市では、多くの保育サービスを充実させることにより、本来、親の持つ「子どもを育てる力」が低下する事態を招かぬように取り組んでいきます。
- 女性の就労率の高まりなどから、延長保育や幼稚園の預かり保育、3歳未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実させ、子育てのしやすい環境づくりを推進します。
- 市内7保育園で適正な職員を確保し、児童一人当たりに対する保育サービスの質の向上を推進していきます。
- 夜間保育事業や子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て短期支援事業(ショートステイ)、休日保育事業については、現状、十分なニーズがないことから当面は実施せず、十分なニーズが出てきた段階でサービスの提供を検討していきます。ただし、休日保育については、ファミリーサポートセンターによる派遣型の対応を推進します。
- 子育てに対するストレスを解消するため、一時保育の実施やつどいの広場の開設、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談体制を整備します。

主な施策・事業

- 延長保育・預かり保育の充実
 - 市内の保育園・幼稚園において延長保育・預かり保育を充実していきます。
 - 延長保育・預かり保育は、保護者の仕事や遠距離通勤などに対応するため、時間を延長して保育するサービスです。ただし、利用するためには、各保育園・幼稚園への申込みが必要で、通常保育とは別料金となります。
- 3歳未満児保育の定員の拡充
 - 市内の保育園・幼稚園において3歳未満児保育の定員を拡充していきます。
- 病児・病後児保育事業
 - 市内の保育園などにおいて病児・病後児保育事業を推進していきます。
- つどいの広場事業
 - 乳幼児期の親子が集い、子育てアドバイザーを配置して、交流や相談、講習会など週3日以上開設します。
- 障害児保育の充実
 - 市内の保育園・幼稚園において障がい児の保育を充実していきます。
- ファミリーサポート事業で病後児の派遣型対応、休日保育等事業
 - ファミリーサポートセンターの運営により、病後児の派遣型対応、休日保育などの事業を推進します。
- 一時保育の実施
 - 市内の保育園・幼稚園において一時保育を実施します。なお、一時保育は、入園していない児童を対象とし、保護者の病気や入院、災害事故、子育てストレスからの解消などの理由により、一時的にお預かりします。ただし、利

用するためには各保育園・幼稚園に申込みが必要で、有料となります。

○ 母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備

➤ 随時、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談を受付けています。

1-3 仕事と子育ての両立を支援します

現状と課題

○本市では、延長保育・預かり保育や一時保育など時間外保育を実施し、親のニーズに応えてきています。

○男性は仕事、女性は家事や子育てといった男女の性の違いによる固定化された役割分担や考え方を見直す必要があります。

○育児休業制度が導入されていても、職場の雰囲気などによって育児休業を断念してしまうケースもあり、職場への働きかけをより一層充実させる必要があります。

施策や事業の方向性

○男女の固定的な役割を見直し、自分の意思で社会参画できる男女共同参画プランの着実な推進を図るなかで、男性と女性が相互に認め合うことができるよう学習機会の充実を図ります。

○男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図ります。

○職場慣行やその他の要因の是正に向けて、労働者、事業主、地域住民など社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを、関係団体と連携しながら推進します。

主な施策・事業

○ 男女共同参画プランの推進

➤ 家族経営協定締結の促進

自営で農業・商工業を営んでいる家庭で家族経営協定の締結を促進します。

➤ モデル家庭の選定

男女共同参画のモデル家庭を増やしていきます。

➤ モデル職場の選定

男女共同参画のモデル職場を増やしていきます。

➤ 講座・学習会の実施

男性のための料理教室だけでなく、地域や職場での学習機会を増やしていきます。

➤ 男女共同参画だよりによる啓発

男女共同参画を推進するため、広報に男女共同参画だよりを掲載しています。

➤ 自治会への啓発

各自治会の集会に男女共同参画の推進委員が出向き、意識啓発を図ります。

2) 保健分野 『親子の健康づくりを推進します』

2-1 母子の健康づくりや小児科医療と相談体制を充実します

現状と課題

- 母子を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化の進展、女性の社会進出などで変化してきています。
- 妊娠から出産、育児までの期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことのできる体制づくりや小児科医療の充実が求められます。
- 健診や予防接種は努力義務のため、100%の受診率が難しい状況にあります。また、外国籍住民の世帯にも、健診への受診や母親学級などへの参加を呼びかけていますが、受診率・参加率が低く、受診率や参加率を向上させる取り組みが求められています。
- 子育てへのストレスや育児不安が高まると適切な育児ができず、児童虐待に繋がる可能性もあるため、育児に対する相談体制の充実が求められています。

施策や事業の方向性

- 妊娠から出産、育児までの期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことができるように、妊婦一般健康診査や乳児健康診査、予防接種など母子の健康づくりや小児科医療の体制、子ども医療費や不妊治療の助成を充実させます。
- 健診などを受診しない家庭には、さらに受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、外国籍住民に対しては、外国語の問診票などを作成し、受診を呼びかけていきます。
- 子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックとカウンセリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんには赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導体制を充実します。
- 子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や、救命救急法の受講者を増やします。

主な施策・事業

- 妊婦・乳児一般健康診査事業
 - 妊婦・乳児を対象とした医療機関における健診を実施します。ただし、公費負担は妊婦1人14回まで、乳児1人2回までとなります。
- 予防接種接種率（麻しん）の向上
 - 予防接種法に基づき集団発生を防ぐとともに、重症化を未然に防ぐため、予防接種を実施します。
- 小児科医療体制の充実のための支援
 - 健診時に小児科医療体制についての案内パンフレットを配布し、普及・啓発を図ります。

- 子ども医療費助成事業
 - 小学校6年生までの子どもの医療費を助成します。
- 不妊に悩んでいる家庭への支援
 - 不妊に悩んでいる家庭に不妊治療費を助成します。
- 妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進
 - 妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックを行い、心の健康状態を知り、カウンセリング支援を行います。
- 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
 - 新生児訪問を通して、観察・相談を行い、育児不安の軽減を図ります。ハイリスクケースの早期把握と早期支援により虐待防止を図ります。
- 愛育会組織による子育て支援
 - 母親が様々な活動に積極的に参加できるように、託児や声かけをするなど愛育会組織による子育て支援を推進します。
- 子どもの事故予防に関する啓発活動の推進
 - 子どもの事故を予防するため、愛育会、乳幼児健診や育児学級などでパンフレットを配布します。
- 救命救急法の啓発活動の推進
 - 救命救急法の受講者を増やすことで、心肺蘇生法を普及させ、緊急時に対処できるようにします。

2-2 思春期保健対策を充実します

2-3 食育を推進します

現状と課題

- 命の大切さや性について、学校の授業を通して正しい理解を求める取り組みが求められています。
- 若年層の飲酒や喫煙に対する問題が指摘されており、児童の生活が夜型化し、乱れる傾向への対応が求められています。
- 食習慣については、子どもの食生活に偏りが生じると、健やかな成長が損なわれることになり、朝食を食べる習慣や離乳食指導や学校における給食など食育を推進する必要があります。

施策や事業の方向性

- 次世代の親づくりという視点から、命の大切さ教育や赤ちゃんの抱っこ体験など小中学校での授業を通して、正しい理解を求めています。
- 喫煙や飲酒、薬物乱用防止などに関する教育を推進していきます。
- 食習慣の向上を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児を対象とする離乳食指導やおやつ指導、学校給食における地産地消を推進します。

主な施策・事業

- 命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進
 - 思春期体験教室を開催します。
- 食育の推進
 - 食育推進計画に則り、子どもたちへの食育指導を充実していきます。
- 母親学級における妊婦の栄養指導
 - 母子健康手帳発行時及び母親学級時にパンフレットを配布し、栄養指導します。
- 乳児健診における離乳食指導
 - 乳児健診において離乳食指導をします。
- 幼児健診での食事・おやつ指導
 - 幼児期の食事とおやつのあり方を指導します。
- 学校給食における地産地消の推進
 - 学校給食にて推進、学校給食だよりにて広報します。

3) 教育分野 『子どもの教育環境を整備します』

3-1 生きる力を育む学校教育を推進します

3-2 家庭や地域における養育機能を向上します

現状と課題

- 少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少、子どもへの過干渉・過保護といった負の側面を持つ一方、一人ひとりの子どもが充実した教育を受ける機会を増やしています。そのような中、学校教育に対する市民のニーズは複雑化・多様化しています。
- 社会的な動向から育児不安や児童虐待の問題が増え、引きこもりやいじめなど、子どもの心の問題が重要になってきています。旧町村のニーズ調査では、就学児を持つ親の教育に関する悩みや、いじめなど友だちづきあいに関する悩みが多く、子どもの心の健康を守る取り組みが求められています。
- 外国籍児童・生徒に対する言葉の問題については、現在、3つの小中学校に各1名の通訳を配置していますが、今後も強化していく必要があります。
- 家庭は、子どもにとって心のよりどころであり、また、人格形成の基礎を培う教育の出発点でもあります。しかし、生活習慣の乱れなどにより、家庭における親の養育する力が弱くなっている状況がみられます。子どもを持つ親の自立と自覚を促すため、親の子育てに関する学習の場や機会を提供する必要があります。また、これらは、個々の親、家庭の問題に限らず、子育てを支える地域の力も弱くなり、子育て家庭が孤立していることにも原因があります。地域全体が、子どもの成長を育み、子育て家庭を支援する役割を十分に果たしていくことが必要となっています。

施策や事業の方向性

- 学校では子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域に根ざした学習や社会教育事業、職場体験などを推進します。
- 思春期の心の問題を抱える児童のために、児童や保護者を対象としたスクールカウンセラーによる相談を実施していきます。
- 外国籍児童・生徒の言葉の問題に対しては、今後もニーズが増えてくることが予想されることから、通訳の配置強化などを検討していきます。
- 親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭における養育機能を向上していきます。

主な施策・事業

- 地域に根ざした学習の推進
 - 市内の小学校3・4年生向けの社会科副読本を作成し、地域に根ざした学習を推進していきます。
- 職場体験学習
 - 市内の中学校において、生徒が希望する職場や自分の親の職場体験を推進します。
- 心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実
 - 市内の小中学校に心の相談員とスクールカウンセラーを設置し、教育に関する相談事業を充実していきます。
- 親の子育てに関する学習事業
 - 母親学級では、妊娠・出産・育児の知識と母親の交流を図ります。両親学級では、父親の理解を得て、子育ての重要性を学びます。
- ペアレントトレーニング事業
 - 良好な母子関係を築くトレーニングを行います。

3-3 子どもを取り巻く有害環境への対策と、遊びとスポーツ環境を充実します

現状と課題

- 携帯電話やインターネットの普及と利用者の拡大により、子どもが気軽にウェブサイト上で極めて過激な性や暴力の表現に接することができるようになっており、子どもの成長にとって良好な環境の整備が求められています。
- 社会的な動向として、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少したことで、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会性の不足や規範意識が希薄になっていると考えられています。そこで、子どもの健全育成のため、遊びやスポーツ活動を推進していく必要があります。

施策や事業の方向性

- 携帯電話やインターネットなどを通じた有害情報に子どもがアクセスできないようにするため、フィルタリングシステムの普及・啓発を実施していきます。
- 親子で参加できる子どもスポーツフェスティバルの開催など、スポーツイベントを支援します。
- 子どもから高齢者まで同じスポーツで交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業を実施します。
- スポーツ少年団の育成支援を推進します。

主な施策・事業

- 子どもを取り巻く有害環境への取り組み
 - 携帯電話やインターネットの利用に関する知識の普及啓発事業を推進します。
- 親子で参加できる子どもスポーツフェスティバルの開催など、スポーツイベントの支援
 - スポーツ少年団や NPO スポーツクラブが実施するスポーツイベントを支援します。
- 子どもから高齢者まで同じスポーツで交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業の実施
 - 水泳教室（幼児）、スキー教室、ラジオ体操、水中運動会など子どもから高齢者が交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業を実施していきます。
- スポーツ少年団の育成支援の推進
 - 中央市スポーツ少年団本部を通して、スポーツ少年団の育成支援を推進していきます。

4) 安全分野 『妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します』

4-1 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みを推進します

現状と課題

- ニーズ調査によると、子育てに関する不安や負担感を約半数以上の保護者が感じており、就学前児童の保護者が日常の悩みとして「子どもをしかりすぎている」をあげています。このような日常的な悩みや不安を解消するために、誰もが気軽に相談することのできる体制づくりが求められています。
- 虐待による子どもの被害を食い止めるために、児童相談所などと連携する中で、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めていく必要があります。
- 乳児期の疾病や異常を早期発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導を行っています。
- 早期療育は、医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応や、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談及び療育支援事業を行っています。

施策や事業の方向性

- 総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワーク化の構築などを推進していきます。
- 心身の障がい疑われる子どもの発達支援のためには、行政・社会福祉法人、児童相談所、医療機関などの関係機関が、より一層連携を深め、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。
- 子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。

主な施策・事業

- 要保護児童対策地域協議会の運営と機能の充実
 - 要保護児童について関係機関とのネットワークづくりによる早期発見などきめ細やかな対応に努めます。
- 障害児放課後支援事業の充実
 - 市内の小学校に通う障がい児が児童館を利用することにより、保護者の介護疲労の軽減や自立に向けた支援などを行います。
- 児童虐待防止ネットワークの推進
 - 要保護児童対策協議会構成団体による児童虐待防止ネットワークを推進します。
- 発達障害児（者）支援事業
 - 市単独事業として、発達障がい児（者）が安心して暮らせる社会をつくるため、障がい児（者）本人や保護者の意思を尊重し、発達障がいを早期に発見し、支援を行っていきます。

4-2 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します

4-3 防犯や交通安全への対策を強化します

現状と課題

- 妊産婦や子ども連れが安心して過ごすことができるように、道路や公園、公共施設などを整備する必要があります。
- 防犯については、子どもの安全を守るため、保育園・幼稚園、児童館、小中学校、PTA、地域、行政、警察などとの連携による防犯体制の強化に努める必要があります。
- 交通安全では、子どもの安全を守るため、交通安全意識の向上、チャイルドシートの普及を図る必要があります。

施策や事業の方向性

- 子どもを安心して育てることができるよう、道路や公園、公共施設を中心に妊産婦や子ども連れ、障がい児（者）などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。
- 交通安全については、交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業、交番だよりによる防犯・交通安全の啓発を促進します。
- 防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTA を中心としたパトロール、子ども 110 番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。

主な施策・事業

- 市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修
 - 自治会から要望のあった危険箇所の補修を予算の範囲内で補修整備していきます。
- 市道における歩道の整備検討
 - 子どもを安心して育てることができるよう、通学路および歩行危険箇所を整備していきます。
- 交通安全教室の推進
 - 保育園・幼稚園、児童館、小学校などで交通安全教室を推進します。
- チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進
 - 乳幼児健診時や広報などでチャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動を推進します。
- 小学校における登下校の通学指導
 - 交通指導員による小学校の登下校の通学指導を推進します。
- P T A を中心としたパトロールに対する支援
 - P T A を中心とした登下校時のパトロールを支援していきます。
- 子ども 110 番連絡所の拡充
 - 地域住民に子ども 110 番連絡所の看板の設置や協力を要請していきます。
- 防犯灯の整備
 - 市や自治会ごとの管理区分を整理し、防犯灯の管理台帳を整備していきます。危険箇所は住民の要望により随時設置していきます。

2 推進体制

本計画の推進に当たっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行っていく必要があります。推進体制を整備し、実効性のある推進を図ります。

市は、「中央市次世代育成支援対策地域協議会（地域協議会）」、「中央市次世代育成支援地域行動計画庁内連絡調整会議（庁内連絡調整会議）」、「事務局」を設置します。

1) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

2) 地域協議会

地域協議会は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や、年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行う場合があります。

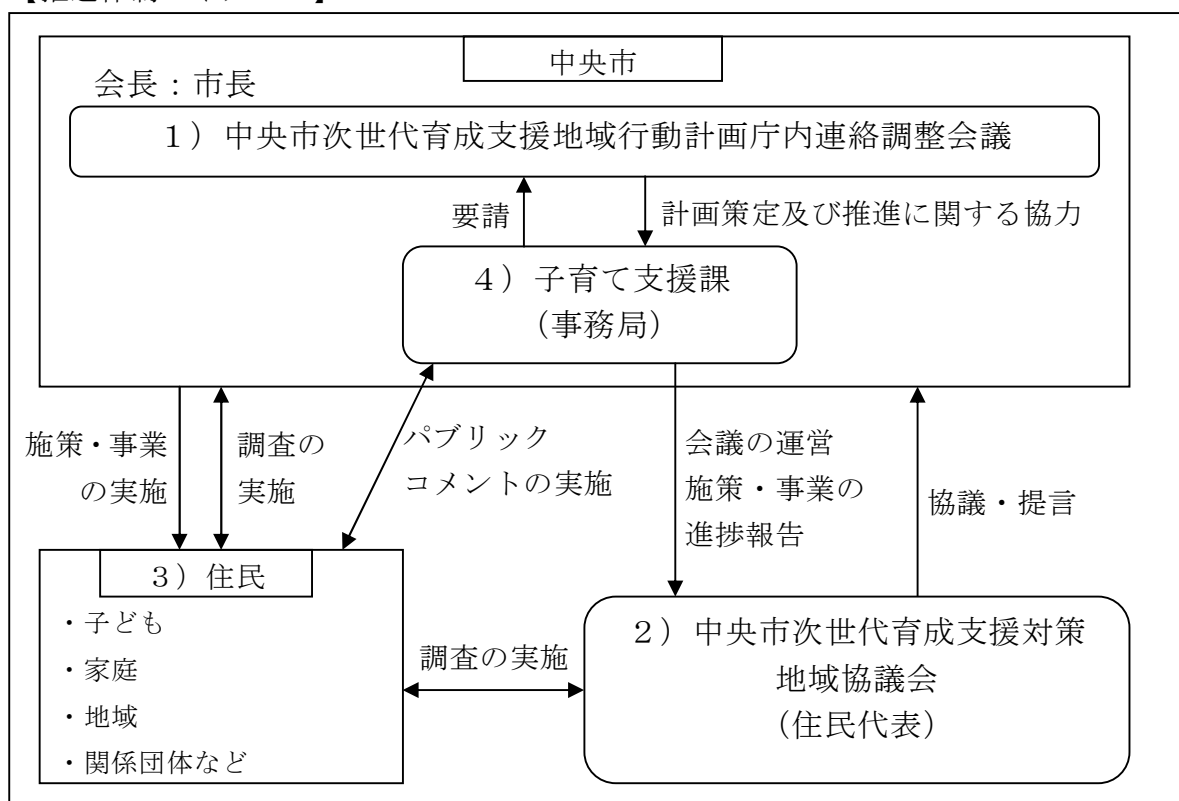
3) 住民

市民やサービス利用者の立場で、本計画に対するパブリックコメント（意見・意向・提言・要望）や調査に応じます。

4) 事務局

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、地域協議会の運営や庁内連絡調整会議への調整を担います。また、住民に対するパブリックコメントを実施します。

【推進体制のイメージ】



3 分野別施策・事業一覧

4つの重点分野「保育」「保健」「教育」「安全」における分野別の施策・事業一覧です。

1) 保育分野 『子育て支援を充実します』

1-1 すべての家庭に対する支援を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
1	子育てサークルへの支援の充実	子育て支援課	サークル数	6	6
2	放課後児童健全育成事業の充実	子育て支援課	実施ヵ所数 利用者数/年	8 292	10 365
3	保育園・幼稚園における相談機能の充実	子育て支援課	12 回/月 実施 ヵ所数	9	9
4	「遊び、学ぶ、子育て教室」開催事業	子育て支援課	回/月	6	6
5	子ども手当支給事業	子育て支援課	件数/年	1,996	4,730
6	児童扶養手当給付事業	子育て支援課	件数/年	200	200
7	小中学校入学支度金支給事業	子育て支援課	件数/年	25	25
8	保育園・幼稚園・学校・行政などにおける子育て支援情報の充実	子育て支援課他	回/年	12	12
9	地域子育て支援センターの設置	子育て支援課	設置数	3	3
10	児童館の充実	子育て支援課	利用者数	8,222	8,633
11	障害児放課後支援事業の充実	福祉課	事業ヵ所数	2	2
12	障害児福祉手当給付事業	福祉課	人数/年	26	26
13	特別児童扶養手当給付事業	福祉課	人数/年	55	55
14	心身障害児（者）福祉手当給付事業	福祉課	人数/年	22	22

15	重度心身障害児医療費助成事業	福祉課	人数／年	50	50
16	ホームヘルプ事業、デイサービス事業、 短期入所事業	福祉課	ホームヘルプ 実人数／年	7	7
			デイサービス 実人数／年	22	22
			短期入所 実人数／年	4	4
17	ひとり親家庭医療費等助成事業	子育て支援課	件数／年	245	245
18	母子相談員や関係機関と連携を強化、 ひとり親家庭の相談事業	子育て支援課	相談件数／年	60	60
19	母子・寡婦福祉資金貸付利子補給事業	子育て支援課	件数／年	0	5

1-2 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
20	通常保育事業	子育て支援課	入園児数 人／年	708	910
21	未満児保育の定員の拡充	子育て支援課	人／年	188	273
22	延長保育の充実	子育て支援課	実施園数 1日当たりの人数	7 14	7 24
23	幼稚園の預かり保育の実施	子育て支援課	実施園数	2	2
24	一時保育の実施	子育て支援課	実施園数	5	5
25	病児・病後児保育事業（体調不良型）	子育て支援課	実施ヵ所数	1	3
26	地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	子育て支援課	実施ヵ所数	2	2
27	つどいの広場事業	子育て支援課	実施ヵ所数	1	1
28	障害児保育の充実	子育て支援課	実施園数	9	9
29	ファミリーサポートセンター運営事業	子育て支援課	会員数（名）	100	160

30	広域保育園入所事業の充実	子育て支援課	委託件数	120	120
31	児童虐待防止について周知啓発	子育て支援課	研修広報回数／年	23	23
32	母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備	子育て支援課	随時相談件数／年	62	60

1-3 仕事と子育ての両立を支援します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
33	男女共同参画プランの推進（職場） 家族経営協定締結の促進	政策秘書課	累計締結件数	10	25
34	男女共同参画プランの推進（職場） モデル職場の選定	政策秘書課	累計選定件数	3	5
35	男女共同参画プランの推進（家庭） 講座・学習会の実施	政策秘書課	回数／年	1	2
36	男女共同参画プランの推進（家庭） 男女共同参画だよりによる啓発	政策秘書課	広報掲載回数／年	12	12
37	男女共同参加プランの推進（家庭） モデル家庭の選定	政策秘書課	累計実施回数	28	50
38	男女共同参画プランの推進（地域） 自治会への啓発	政策秘書課	累計実施回数	8	23

2) 保健分野 『親子の健康づくりを推進します』

2-1 母子の健康づくりや小児科医療と相談体制を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
39	妊婦一般健康診査事業	健康推進課	1 人当たりの枚数	14	14
40	乳児一般健康診査事業	健康推進課	1 人当たりの枚数	2	2
41	乳児健康診査事業 （4、7、12 ヶ月健康診査）	健康推進課	健診受診率(%)	96.0	98.0
42	幼児健康診査事業 （1 歳 6 ヶ月児健康診査）	健康推進課	健診受診率(%)	88.0	95.0
	幼児健康診査事業 （3 歳児健康診査）			82.9	90.0

43	小児科医療の充実	健康推進課	実施回数/年	12	12
44	子ども医療費助成事業	健康推進課	申請に対する助成率	100.0	100.0
45	不妊に悩んでいる家庭への支援	健康推進課	申請に対する助成率	100.0	100.0
46	医療機関の事故防止 (1歳6ヵ月健康診査)	健康推進課	事故率(%)	5.0	5.0
47	医療機関の事故防止 (3歳児健康診査)	健康推進課	事故率(%)	17.6	10.0
48	予防接種率(麻しん)の向上	健康推進課	接種率(%)	70.0	95.0
49	BCGの接種率の向上	健康推進課	接種率(%)	97.3	100.0
50	妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康推進課	実施回数/年	2	2
51	電話による母子健康相談の充実	健康推進課	相談件数/年	885	800
52	母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	健康推進課	回数/月	4	4
			人数/年	336	283
53	相談窓口の強化	健康推進課	回数/月	3	3
54	子供の発達相談事業	健康推進課	回/月	2	2
55	新生児訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	健康推進課	新生児訪問実施率(%)	96.0	98.0
56	赤ちゃんとのふれあい体験	健康推進課	学級回数/年	4	4
57	愛育会組織による子育て支援	健康推進課	回数/年	12	12
58	育児学級としての離乳食教室の実施	健康推進課	回数/年	4	4
59	子どもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康推進課	実施回数/年	66	66

60	救命救急法の啓発活動の推進	健康推進課	回／年	2	2
----	---------------	-------	-----	---	---

2-2 思春期保健対策を充実します

2-3 食育を推進します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
61	命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進	教育委員会	実施回数／年	2	2
62	心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実	小学校・中学校	中学校数	2	2
63	食育の推進	健康推進課	実施回数/年	2	14
64	母親学級における妊婦の栄養指導	健康推進課	回／年	4	4
65	乳児健診においての離乳食指導	健康推進課	実施回数/年	36	36
66	幼児健診（1歳6ヵ月、3歳児健康診査）での食事・おやつ指導	健康推進課	人／年	24	24
67	学校給食における地産地消の推進	教育委員会	取扱品目数	35	40

3) 教育分野 『子どもの教育環境を整備します』

3-1 生きる力を育む学校教育を推進します

3-2 家庭や地域における養育機能を向上します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
68	地域に根ざした学習の推進	小学校	校数	6	6
69	社会教育事業	生涯教育課	参加者数/年	304	450
70	職場体験学習	中学校	回数／在学中	2	2
71	ペアレントトレーニング事業	健康推進課	回／年	5	5
72	親教育事業（母親学級）	健康推進課	学級回数／年	8	8

73	親教育事業（両親学級）	健康推進課	学級回数／年	3	3
----	-------------	-------	--------	---	---

3－3 子どもを取り巻く有害環境対策への対策と、遊びとスポーツ環境を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
74	子どもを取り巻く有害環境への取り組み	教育委員会	実施回数／年	0	2
75	スポーツ少年団、NPO スポーツクラブが実施するスポーツイベントの支援	生涯教育課	実施回数／年	1	1
76	子どもから高齢者まで参加できる生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	教室数／年	4	4
77	スポーツ少年団の育成支援	生涯教育課	団体数	24	24

4）安全分野 『妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します』

4－1 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みを推進します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
78	要保護児童対策地域協議会の運営と機能の充実	子育て支援課	構成団体	43	43
79	障害児（者）相談の充実	福祉課	実施ヵ所数	6	6
80	障害児レスパイト事業の充実	福祉課	受給者人／年	45	50
81	発達障害児（者）支援事業	福祉課	支援ケース件数／年	70	100
82	在宅サービスの充実	福祉課	件数／年	65	85

4-2 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
83	市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修	建設課	実施ヵ所数／年	32	45
84	市道における歩道の整備検討	建設課	歩道整備率 (%)	13.3	15.0
85	公園の遊具安全確保	管財課	公園数	14	16
86	児童公園の整備	都市計画課	実施ヵ所数	9	10

4-3 防犯や交通安全への対策を強化します

No.	主な施策・事業名	所管	目標単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値
87	交通安全教室の推進	総務課	回数／年	26	30
88	チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進	総務課	回数／年	2	5
89	ベビーシート・チャイルドシート貸与事業の実施	総務課	申請率 (%)	50	60
90	保育園や幼稚園、児童館、小・中学校等における防犯・防災体制の充実	各施設、総務課	広報掲載回数／年	4	10
91	随時必要なところから通学路照明灯設置	総務課	基	約 1,000	随時設置
92	防犯灯の整備	総務課	基	1,984	随時設置
93	就学前児童を対象に通学路の指導	総務課	回数／年	9	12
94	小学校における登下校の通学指導	総務課・学校	校数	6	6
95	小学3年生を対象にした自転車教室の実施	総務課・学校	校数	6	6

4 主要事業の目標事業量

国が定めた 14 項目の目標事業量です。(一部再掲)「保育に関するニーズ」から目標事業量を設定しているため、現時点では実施の予定がない項目があります。

No.	事業名		目標 単位	平成 21 年度 現状値	平成 26 年度 目標値	備考
1	認可保育所	3歳未満児	人	188	252	ニーズ調査を加味し、現状の施設で増やせる範囲での増としました。
		3歳以上児	人	593	658	
2	特定保育事業		人	—	—	今後も設置予定はありません。
3	延長保育事業		人	14	24	1 日当たりの利用人数
			ヵ所数	7	7	
4	夜間保育事業		ヵ所数	—	—	今後も設置予定はありません。
5	トワイライトステイ事業		ヵ所数	—	—	今後も設置予定はありません。
6	休日保育事業		人	—	6	ニーズ調査を加味し、平成 26 年度を目途に休日保育ができる施設を 1 ヲ所設置する予定。
			ヵ所数	—	1	
7	病児・病後児保育事業 (病児・病後児対応型)		ヵ所数	0	0	今後も設置予定はありません。
8	病児・病後児保育事業 (体調不良児対応型)		ヵ所数	1	3	現状 1 ヲ所であるが、2 ヲ所の保育園で対応できるようにする予定。
9	一時預かり事業		ヵ所数	4	4	市内の保育園、幼稚園で実施できるようにしたい。
10	ショートステイ事業		ヵ所数	—	—	今後も設置予定はありません。
11	放課後児童健全育成事業		人	292	365	ニーズ調査を基に現状の児童館に 2 ヲ所(田富小 34 人・玉穂南小 34 人)と豊富学童保育の定員を 5 名増やす予定。
			ヵ所数	8	10	
12	放課後子ども教室		ヵ所数	2	2	田富北小と田富小で、現状実施しており継続予定。
13	地域子育て支援拠点事業	ひろば型	ヵ所数	3	3	つどいの広場「笑」 まみい保育園「ちゃいるど」「まちかど」みかさ幼稚園・わかば幼稚園・公共の施設 1 ヲ所
		センター型	ヵ所数	3	3	
		児童館型	ヵ所数	—	—	
14	ファミリーサポートセンター事業		ヵ所数	1	1	現状通りを予定。

5 市民からのご意見

後期行動計画の素案を市民に公開し、ご意見を募集した結果、下記のご意見がありました。今後、これらのご意見を尊重し、後期行動計画を推進する中で「親が子がいいきと子育て」できるまちづくりを目指します。

1) 保育分野について

○1－1．すべての子育て家庭に対する支援を充実します（P32）の主な施策・事業に「保育園・幼稚園における情報提供を充実させていく」を加え、現在2ヵ月に一度行われている土曜日の体験保育だけでなく、日々の生活が見える平日に通園している子どもとの体験保育を行うことで、入園前の親の不安や負担を和らげる施策になると思われます。また、保育園・幼稚園に勤務している職員に名札を付けてもらい、担任以外の職員に対しても保護者からの声かけや相談など、気楽にできる環境を提供することも支援の一つと思われます。

○1－3．仕事と子育ての両立を支援します（P34）の主な施策・事業に「自治会活動、子育て活動に対して対応している企業に対しての助成制度を整える」などの施策を加え、啓発という状況から一歩踏み込み推進を促進させることも必要と思われます。

2) 保育分野について

○2－1．母子の健康づくりや小児科医療と相談体制を充実します（P35・36）の主な施策事業に「子どもの事故に伴う医療機関への対応法の確立と受入医療機関の情報提供と協力体制の整備」を加え、救急時はもちろん、救急対応にならないまでも対応が必要な状況にこそ支援があると良い事業だと思われます。

3) 教育分野について

○3－1・3－2（P38）の主な施策・事業に「地域の人々を教育の現場に参加してもらう支援事業」を加え、地域に居住する多様な人々に自由に学校に来てもらい授業に参加してもらう、子どもたちと共に時間を共有してもらいアドバイスする、授業を受け持ってもらい専門の知識を提供してもらうなど、地域の学習、体験学習からより積極的に地域に学校を開放することで地域の中での子どもの見守りと成長を育むということが実践できると思われます。

○3-3. 子どもを取り巻く有害環境への対策と、遊びとスポーツ環境を充実します
(P39) の主な施策・事業に「学校クラブ活動、スポーツ少年団以外に継続して行うことができるスポーツ活動の実施」を加え、一種目の専門的な経験だけでなく、多様なスポーツを経験できる効果も期待できると思われます。さらに、「自然公園の整備」を加えてもらいたい。中央市には自然地域に恵まれた場所があり、環境が整っています。人為的に整備された公園でなく、自然そのものを体感できる場所があることは屋外に出てすぐに遊べないまでも市内にあることで、子どもの成長にとって良い環境と思われます。

4) 推進体制について

○地域協議会は推進体制のイメージから住民代表との枠組みですが、住民の中から意欲的な人々を積極的に委嘱できるような組織にすべきと思われます。